

別紙（諮問第35号）

公文書	審査会の判断	実施機関の決定	
		開示しない部分	開示しない理由
平成16年度宅地造成等規制法違反等事務処理一件 (東牟婁郡のものに限る)			
報告書(開発審査班)平成16年11月11日)	<b>開示</b> ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・本件造成工事場所の字名 ・個人の住所及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内容」欄中、当該造成工事場所が特定できる記述</li> <li>・「場所」欄中、字名</li> <li>・「土地所有者」欄の住所及び氏名</li> <li>・(概要)中、当該造成工事場所が特定できる記述及び個人の氏名</li> <li>・(今回報告書の内容について)中、当該造成工事場所が特定できる記述</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
報告書	<b>開示</b> ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地番 ・造成工事場所にあった施設の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人印の印影	全部	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
封筒	表面は、開示 裏面は、非開示	全部	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
指導経過(概略)	<b>実施機関の決定のとおり</b> ただし、「工事施工業者名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工業者名</li> <li>・個人名</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <p>条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
宅地造成に係る報告について(H16.11.2起案)			
宅地造成に係る報告について(都政第386号)(写し)	<b>実施機関の決定のとおり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所及び氏名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
伺い(H16.11.2起案)	<b>実施機関の決定のとおり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字名及び地番</li> <li>・土地所有者の住所及び氏名</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

め。

宅地造成に係る報告について(案)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
報告書	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地番 ・本件造成工事場所にあった施設の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人印の印影	全部	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
封筒	表面は、開示 裏面は、非開示	全部	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
指導経過(概略)	実施機関の決定のとおり ただし、「工事施工業者名」は、 条例第7条第2号には該当せず、 第3号アのみに該当し、非開示	・工事施工業者名 ・個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
		・工事施工業者名	条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
宅地造成に係る報告の督促について(都政第369号)(写し)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
宅地造成に係る報告について(通知)(都政262号)(写し)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
伺い(宅地造成に係る報告の督促について)(H16.10.20起案)	実施機関の決定のとおり	・字名及び地番 ・土地所有者の住所及び氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
郵便配達証明書(表)	開示	・郵便局名 ・郵便番号	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
郵便配達証明書(裏)	開示 ただし、次の項目を除く ・個人の氏名	・受取人の氏名 ・引受番号 ・郵便局名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

		・郵便番号	ことができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
宅地造成に係る報告の督促について（案）	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
指導経過（概略）	実施機関の決定のとおり ただし、「工事施工業者名」は、 条例第7条第2号には該当せず、 第3号アのみに該当し、非開示	・工事施工業者名 ・個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
		・工事施工業者名	条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
宅地造成に係る報告について（通知）（都政第262号）（写し）	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
宅地造成に係る報告の督促について（都政第369号）（写し）	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
状況写真の送付文（平成16年10月6日付け）	開示 ただし次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
写真	開示	全部	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
伺い（催告書に対する回答について）（H16.9.14起案）	実施機関の決定のとおり	・字名及び地番 ・土地所有者の住所及び氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
郵便配達証明書（表）	開示	・郵便局名 ・郵便番号	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、

			特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
郵便配達証明書(裏)	開示 ただし、次の項目を除く ・個人の氏名	・受取人の氏名 ・引受番号 ・郵便局名 ・郵便番号	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
催告書に対する回答文(都政第297号)(H16.9.15)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
催告書に対する回答文(案)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
催告書	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地番 ・造成工事場所にあった施設の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人印の印影	全部	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
封筒	表面は、開示 裏面は、非開示	全部	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
指導経過(概略)	実施機関の決定のとおり ただし、「工事施工業者名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示	・工事施工業者名 ・個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
		・工事施工業者名	条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
概要(H16.9.14)	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称 ・造成工事場所の字名及び地番 ・個人の住所及び氏名 ・「請負者」の住所、名称及び代表者氏名 ・「関係者」の住所、名称及び代表氏名	・タイトル中、当該造成工事場所が特定ができる記述 ・「場所」中、字名及び地番 ・「所有者」中、住所及び氏名 ・「請負者」中、所在地及び業者名 ・「関係者」中、所在地及び業者名 ・(概要)中、当該造成工事場所が特定できる記述及び個人の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
		・「請負者」中、所在地及び業	条例第7条第3号ア該当

		<p>者名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係者」中、所在地及び業者名</li> </ul>	<p>法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
違反等調査報告書	<p>実施機関の決定のとおり ただし、『「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』及び『「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』は、<b>条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示</b> なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、<b>条例第7条第3号アに該当し、非開示</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「違反場所」中、字名、地番及び地目</li> <li>・「事業主住所氏名」の郵便番号、住所、氏名及び電話番号</li> <li>・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録（H16.8.13～）	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事場所付近の地名</li> <li>・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称</li> <li>・切り取り施工業者の名称及び電話番号</li> <li>・解体届け申請業者の名称及び代表者名</li> <li>・個人の氏名及び電話番号（公務員を除く）</li> <li>・設計事務所の名称、代表者氏名、郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該造成工事場所が特定できる記述</li> <li>・業者所在地</li> <li>・施行業者名及び電話番号</li> <li>・申請業者名及び所在地</li> <li>・オーナーの氏名、職業、電話番号及び所在地</li> <li>・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者所在地</li> <li>・施行業者名及び電話番号</li> <li>・申請業者名及び所在地</li> <li>・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
宅地造成に係る現地調査について（H16.9.10起案）	<p>実施機関の決定のとおり ただし、『「施行者」の所在地及び業者名』は、<b>条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「造成主及び所有者」の住所及び氏名</li> <li>・「施行者」の所在地及び業者名</li> <li>・「対象敷地」中の字名及び地番</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施工者」の所在地及び業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
概要（H16.9.10）	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事場所にあった施設の名称</li> <li>・造成工事場所の字名及び地番</li> <li>・個人の住所及び氏名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル中、当該造成工事場所が特定ができる記述</li> <li>・「場所」中、字名及び地番</li> <li>・「所有者」中、住所及び氏名</li> <li>・「請負者」中、所在地及び業者名</li> <li>・「関係者」中、所在地及び業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「請負者」の住所、名称及び代表者氏名</li> <li>・「関係者」の住所、名称及び代表者氏名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>者名</li> <li>・(概要)中、当該造成工事場所が特定できる記述及び個人の氏名</li> </ul>	含む。)であるため。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「請負者」中、所在地及び業者名</li> <li>・「関係者」中、所在地及び業者名</li> </ul>	条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
宅地造成に係る現地調査について(通知)(都政第292号)(写し)(個人あて)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所及び氏名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
宅地造成に係る現地調査について(通知)(都政第292号)(写し)(業者あて)	<b>実施機関の決定のとおり</b> <b>ただし、「業者の所在地及び業者名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の所在地及び業者名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の所在地及び業者名</li> </ul>	条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
宅地造成に係る現地調査について(案)(個人あて)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名及び住所</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
宅地造成に係る現地調査について(案)(業者あて)	<b>実施機関の決定のとおり</b> <b>ただし、「業者の所在地及び業者名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の所在地及び業者名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の所在地及び業者名</li> </ul>	条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
違反等調査報告書	<b>実施機関の決定のとおり</b> <b>ただし、『「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』及び『「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「違反場所」中、字名、地番及び地目</li> <li>・「事業主住所氏名」の郵便番号、住所、氏名及び電話番号</li> <li>・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、住所、氏名及び電話番号</li> </ul>	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。

	<p>なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、条例第7条第3号アに該当し、非開示</p>	<p>便番号、所在地、業者名及び電話番号</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> </ul>	<p>条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録（H16.8.13～）	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事場所付近の地名</li> <li>・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称</li> <li>・切り取り施工業者の名称及び電話番号</li> <li>・解体届け申請業者の名称及び代表者名</li> <li>・個人の氏名及び電話番号（公務員を除く）</li> <li>・設計事務所の名称、代表者氏名、郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該造成工事場所が特定できる記述</li> <li>・業者所在地</li> <li>・施行業者名及び電話番号</li> <li>・申請業者名及び所在地</li> <li>・オーナーの氏名、職業、電話番号及び所在地</li> <li>・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス</li> </ul> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者所在地</li> <li>・施行業者名及び電話番号</li> <li>・申請業者名及び所在地</li> <li>・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <p>-----</p> <p>条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
ファクシミリ送信表	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事場所にあった施設の名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該造成工事場所が特定できる記述</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
名刺（写し）	<p>実施機関の決定のとおり</p>	<p>全て</p>	<p>条例第7条第3号ア該当法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
現場写真	<p>開示</p>	<p>全て</p>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
宅地造成等規制法に基づく報告について（H16.8.27起案）	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所及び氏名</li> <li>・造成工事場所の字名及び地番</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告を求める相手」の住所及び氏名</li> <li>・「対象敷地」中、字名及び地番</li> <li>・引受番号</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
郵便配達証明書（表）	<p>開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局名</li> <li>・郵便番号</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>

			報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
郵便配達証明書(裏)	開示 ただし次の項目を除く ・個人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受取人の氏名</li> <li>・引受番号</li> <li>・郵便局名</li> <li>・郵便番号</li> </ul>	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
宅地造成に係る報告について(通知)(都政第262号)(写し)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所及び氏名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
宅地造成に係る報告について(通知)(案)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所及び氏名</li> <li>・字名及び地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
概要	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称 ・造成工事場所の字名及び地番 ・個人の住所及び氏名 ・「請負者」の住所、名称及び代表者氏名 ・「関係者」の住所、名称及び代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル中、当該造成工事場所が特定ができる記述</li> <li>・「場所」中、字名及び地番</li> <li>・「所有者」中、住所及び氏名</li> <li>・「請負者」中、所在地及び業者名</li> <li>・「関係者」中、所在地及び業者名</li> <li>・(概要)中、当該造成工事場所が特定できる記述及び個人の氏名</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「請負者」中、所在地及び業者名</li> <li>・「関係者」中、所在地及び業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
宅造違反事務処理フロー	実施機関の決定のとおり ただし、「業者名」は、条例第7条第2号に該当せず、第3号アのみに該当し、非開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者名</li> <li>・個人名</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
違反等調査報告書	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「違反場所」中、字名、地番</li> </ul>	条例第7条第2号該当

	ただし、『工事施行者住所氏名』の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』及び『工事監理者住所氏名』の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示 なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、条例第7条第3号アに該当し、非開示	及び地目 ・「事業主住所氏名」の郵便番号、住所、氏名及び電話番号 ・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
		・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号	条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
経過記録（H16.8.13～）	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届け申請業者の名称及び代表者名 ・個人の氏名及び電話番号（公務員を除く）	・当該造成工事場所が特定できる記述 ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・オーナーの氏名、職業及び電話番号  ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。  条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
公図（写し）	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
土地の登記簿謄本（写し）	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
位置図	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
住宅地図	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
図面	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、

			特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
写真	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
宅造違反 現地確認記録(平成16年8月23日)	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・造成工事場所の字名及び地番 ・個人の住所及び氏名 ・造成工事に関係する業者の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事項」中、当該造成工事場所が特定できる記述</li> <li>「区域に含まれる地域名称」中、字名及び地番</li> <li>「造成主」の住所及び氏名</li> <li>現地調査に係る記述中、当該造成工事場所が特定できる記述、業者名及び造成主名</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査に係る記述中、業者名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
違反等調査報告書	実施機関の決定のとおり ただし、「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号」及び「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示 なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、条例第7条第3号アに該当し、非開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>「違反場所」中、字名、地番及び地目</li> <li>「事業主住所氏名」の郵便番号、住所、氏名及び電話番号</li> <li>「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> <li>「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録(H16.8.13～)	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届け申請業者の名称及び代表者名 ・個人の氏名及び電話番号(公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該造成工事場所が特定できる記述</li> <li>業者所在地</li> <li>施行業者名及び電話番号</li> <li>申請業者名及び所在地</li> <li>オーナーの氏名、職業及び電話番号</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者所在地</li> <li>施行業者名及び電話番号</li> <li>申請業者名及び所在地</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>